

川崎市告示第564号

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年11月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人春日会	みんなの地域相談支援センター	川崎市中原区今井南町 8 - 5 アイテック武蔵小杉 1 0 1	地域移行支援	令和 7 年 8 月 1 日	1435200058